

発達障がい児・者のための 支援ガイド

～乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた支援～



久喜市
K U K I

もくじ

1 発達障がいの理解のために	3
2 ライフステージ(年齢)に応じた相談支援の窓口	4
①乳幼児期	6
【久喜市内 児童発達支援、放課後等デイサービスの通所支援施設】	8
②学齢期	11
③成人期	14
3 主な福祉制度	15
①障害者手帳制度	15
②経済的支援	16
③発達障がいに関わる主なサービス	17
4 支援ネットワーク	19
①サポート手帳の活用 ～適切な支援を受けるために～	19
②仲間をつくる	20
5 相談窓口一覧	20
【久喜市内の主な公共機関】	20
【主な関係機関の相談窓口】	21
【発達障がいについて相談できる近隣の医療機関等】	23
「世界自閉症啓発デー」について	24
【政府からの情報】	24

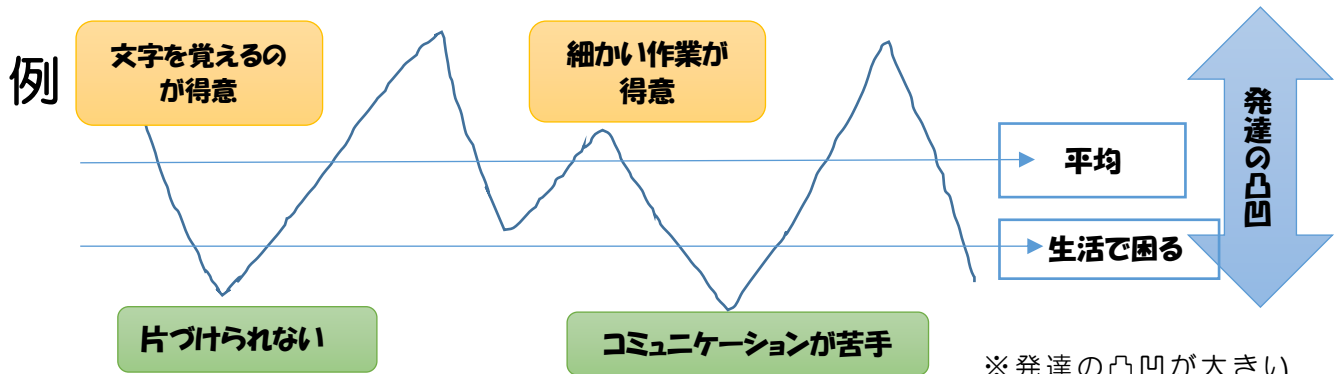


※障がいの「がい」の字は、法律および特定の組織等以外、ひらがなを使用しています。

1 発達障がいへの理解のために

発達障がいについて：生まれつき脳の働きの違いにより、発達の進み方に早いところと遅いところ（発達の凸凹）があり、人によって様々な特性が現れます。苦手なことや上手くできないことで、悩みや生きづらさを感じることが多く、その人にあった過ごし方の工夫や配慮が必要です。

この支援ガイドをとおして、つながり、その人に合った生活のしかたを考えてみましょう。



※発達の凸凹が大きい程、生活の困り感が増えます。

参考) 発達障害 | こころの病気を知る | メンタルヘルス | 厚生労働省

国の動き：

発達障害者支援法では、これまで制度の谷間に置かれていて、必要な支援が届きにくい状態となっていた「発達障がい」を、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義し、支援の対象となりました。

この法律は、「発達障がい」のある人が、各ライフステージ（年齢）にあった適切な支援を受けられる体制を整備し、発達障がいに関して国民全体に広く理解されることを目指しています。

- 言葉の発達の遅れ
- コミュニケーションの障がい
- 対人関係・社会性の障がい
- パターン化した行動
こだわり

知的な遅れを伴う
こともあります



それぞれの障がいの特性

自閉症
広汎性発達障がい
アスペルガー症候群

注意欠陥多動性障がい (AD/HD)

- 不注意●多動・多弁
- 衝動的に行動する

学習障がい (LD)

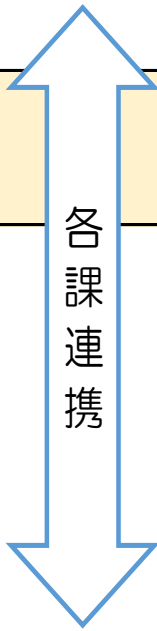
- 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

- 基本的に言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障がい
- 対人関係・社会性の障がい
- パターン化した行動、興味・関心のかたより
- 不器用（言語発達に比べて）

2 ライフステージ(年齢)に応じた相談支援の窓口

年齢		0歳～5歳	6歳
ライフ ステージ 段階	妊娠期	①乳幼児期	②
市役所の 相談窓口			教育委員会 (就学)
			障がい者福祉課 (福祉サービス・障害者手帳・自立支援医療(精神
	保育幼稚園課・ 各行政センターこども未来係 (保育所や幼稚園の入園等に関する相談)		
	公立地域子育て支援センター (子育てなどについての相談)		
	こども家庭保健課 (発育・発達の遅れ、健康・医療、子育て、親子関係、児童虐待に		
社会資源			医療機関
	保育所・幼稚園・認定こども園等		小学校
			義務教育
			特別支援
	児童発達支援 (就学前の療育支援)		放課後等 (就学後の
	久喜市障がい者生活支援センター (障がいのあるまたは疑いのあるかたの療育や		

関係機
関連携

1 2 歳		1 5 歳	1 8 歳
学 齢 期			③成人期
指導課 ・ 学校生活に関する相談)			
・ 各行政センター福祉係 通院) ・ 障がいに関する相談)			
関する相談)			
・ 保健所			
中学校	高校		大学・専門学校・通信教育
学校			
学級・特別支援学校			
デイサービス 療育支援)		就労支援センター ハローワーク	
(相談支援事業所) 学校、生活全般の相談)			

①乳幼児期

お子さんの“ちょっと気になる”を、なるべく早い段階で相談することにより、早期から必要な支援を受けることが可能です。こども家庭保健課では、保護者の健康やお子さんの発育・発達など、ご相談内容に応じて必要な支援と一緒に考えます。

*乳幼児期のお子さんの相談はこちら

⇒

こども家庭保健課(こども家庭センター)TEL 22-1111

◆乳幼児健康診査（こども家庭保健課）

医師、保健師等による乳幼児健康診査（4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査）を行っています。ことばの遅れやコミュニケーションのとりにくさなど、気になることがあればお気軽にご相談ください。

◆フォローアップ事業（こども家庭保健課）

個別・集団の療育等により発達を促すために、健診後のフォローアップ事業として、下記の内容で相談や療育支援等を実施しています。

発達や子育てに関する気になること、心配ごとについて専門職等に相談できます。

個別（①③④⑤⑥要予約）		集団（定員あり）
① 乳幼児健康相談 【保健師、助産師、栄養士、看護師】 こどもの発育・発達、子育て全般における個別相談を行います。	④乳幼児発達相談 【医師または理学療法士、保健師】 医師等により運動面・精神面の発育・発達状況を観察し助言します。	⑦ことばのグループ 【言語聴覚士、家庭児童相談員】 心身の発達に心配のあるお子さんとその保護者に、言語聴覚士から助言をします（おおむね3歳から就学前まで）。
② 電話相談 【保健師、保育士、栄養士、ケースワーカー 家庭児童相談員(こども家庭支援員)】 こどもの発育・発達、子育て全般における電話での相談を行います。	⑤ことばの相談 【言語聴覚士、保健師】 言語聴覚士により、ことばの遅れなどの観察を行い助言します。	
③ 家庭訪問 【保健師、助産師、ケースワーカー 家庭児童相談員(こども家庭支援員)】 訪問してこどもの発育・発達、子育て全般における心配ごとに対して助言します。	⑥心理相談 【心理士、保健師】 こどもの発育・発達、子育て全般の心配ごとに対して、心の専門職から助言します。	

【相談機関】

医療機関・療育機関	実施内容	利用期間
医療機関等	発達障がい等の診断・検査・療育等	医療機関により年齢要件あり
幸手保健所	発達、不登校、心の健康等の相談 知能・心理検査等	年齢に関係なく
中央児童相談所	発達、障がい、子育て等の相談 知能・心理検査等	18歳未満
特別支援学校	障がい、地域資源の相談	就学前から就学時期
こども家庭保健課 (こども家庭センター)	発育・発達の遅れ、健康・医療、子育て、 親子関係、児童虐待に関する相談	18歳未満
相談支援事業所	発達、障がい、地域資源の相談	年齢に関係なく

中核発達支援センター：埼玉県が委託している発達支援専門機関（診療・検査・療育等）

施設名	所在地	TEL
社会福祉法人埼玉医療福祉会 光の家療育センター	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-1357
社会福祉法人東埼玉 中川の郷療育センター	北葛飾郡松伏町大字下赤岩 222 番地	048-992-2701
社会福祉法人清風会 福祉医療センター太陽の園	熊谷市津田 1855-1	0493-39-2851

【療育を必要とする方を対象とした通所支援サービス】

◆児童発達支援（P8,9,10）（障がい者福祉課）

未就学児で、療育を行う必要があると医師から認められた方を対象に、県が指定する通所施設において、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います（市で発行する「通所受給者証」が必要になります）。

◆放課後等デイサービス（P8,9,10）（障がい者福祉課）

小学校就学から高等学校までの、療育を行う必要があると医師から認められた方を対象に、放課後や夏休み等を利用して、日常生活能力向上のための訓練を行いながら居場所を提供します（市で発行する「通所受給者証」が必要になります）。

◆保育所等訪問支援（障がい者福祉課）

医療機関等により療育等が必要と認められたお子さんが、日常生活能力の向上や集団生活に適應できるよう、指定事業所の指導員が保育所、幼稚園、小学校、乳児院等を訪問し、必要な助言・支援協力を行います（市で発行する「通所受給者証」が必要になります）。

◆居宅訪問型児童発達支援（障がい者福祉課）

障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に、発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います（市で発行する「通所受給者証」が必要になります）。

◆利根地域療育センター（宮代町国納 807-1 児童発達支援センターことり園（NPO 法人あかり：埼玉県委託事業）

内容：発達障がいの特性が気になるお子さんに、作業療法士等によるアセスメント（親面接・発達検査等）や個別療育を行います（市が発行する「通所受給者証」が必要になります）。

対象：発達障がいの特性が気になる就学前から小学校3年生までのお子さんで、医療機関で発達障がいに関するリハビリテーションを利用していない方（診断の有無に関わらず利用できます）。

◆おもちゃ図書館（こども家庭保健課） 会場：ふれあいセンター久喜（2階）

発達に気がかりな点がある、発達がゆっくりなために上手に遊べない、人との関わりが得意でないなどのお子さんに対して、安心して楽しく遊べる場を提供します。

また、おもちゃ遊びにより発達を促します。同じ悩みを持つ保護者同士が語り合える場所です。※利用は登録制です。

【久喜市内 児童発達支援、放課後等デイサービスの通所支援施設】

施設名	児童 発達 支援	放課 後等 デイ サー ビス	設置／経営主体	所在地	TEL	FAX
久喜市立のぞみ園	○		久喜市／ 社会福祉法人 啓和会	北青柳 1331	22- 2381	22- 2381
放課後等デイサービス ひなた園 ※		○	特定非営利活動法人 あかり	吉羽 4-10-1	24- 2060	24- 2759
児童発達支援センター ことり園 ※	○			青葉5丁目21-1	31- 8020	31- 8022
多機能型児童通所施設 おおとり園 ※	○	○		吉羽 1-32-24	24- 2060	24- 2759
放課後等デイサービス つばさ園		○		吉羽 1-5-7		
放課後等デイサービス はばたき園		○		吉羽 5-4-4		
タイムこどもデイサービス ゆっく	○	○	社会福祉法人 たいむ共生会	本町 7-7-8	29- 0001	29- 0001
タイムこどもデイサービス りずむ		○		江面 753	25- 1399	25- 1399
タイムこどもデイサービス かのん		○		菖蒲町菖蒲 162-1	53- 4484	53- 4484
放課後等デイサービス まこちゃん		○	特定非営利活動法人	東大輪 400	53- 6313	53- 6313
放課後等デイサービス ステップ		○	誠会	東大輪 432-1	53- 5171	53- 5171
多機能事業所まこちゃん		○	社会福祉法人 誠会	東大輪 1410-4	58- 2044	58- 2044
放課後等デイサービス カラフル		○		東大輪 498-4	53- 5515	53- 5515
児童発達支援センター ジャンプ ※	○			東大輪 437-2	53- 5964	53- 5964
放課後等デイサービス ジャンプ ※		○		東大輪 437-2	53- 5964	53- 5964

施設名	児童 発達 支援	放課 後等 デ イ ー ビ ス	設置／経営主体	所在地	TEL	FAX
放課後等デイサービス モンキーポッド		○	特定非営利活動法人 モンキーポッド	上清久 512-3	21- 3054	21- 3054
おひさま学童クラブ		○	特定非営利活動法人 おひさまサポーターネットワーク	下清久 338-2	24- 0075	24- 0075
シュシュ	○	○	特定非営利活動法人 あどぼ	上町 25-48	31- 7253	31- 7720
くき学園	○	○	合同会社くき学園	青葉 1-1-4-110	31- 8120	31- 8231
くき学園 栗原校	○	○		栗原 2-14-14	31- 8140	31- 8140
くき学園 栗原校第二校	○	○		栗原 2-4-9 1 階	53- 8150	53- 8150
くき学園 青葉中央校		○		青葉 5-1-4	53- 8150	53- 8150
くき学園 青葉第二校		○		青葉 3-11-9 1 階	44- 8950	44- 8950
くき学園 青葉第三校		○		青葉 3-20-6	53- 8150	53- 8150
児童デイサービス プラス菖蒲	○	○	SKY ケアサービス 株式会社	菖蒲町菖蒲 558-1-A	53- 5873	53- 5874
児童デイサービス プラスα 菖蒲		○		菖蒲町菖蒲 558-1-C	31- 7001	53- 5874
こどもサポート教室 きらり 南栗橋校	○	○	株式会社クラ・ゼミ	南栗橋 1 丁目 13-2 サンパティーク 103	48- 7505	48- 7505
コペルプラス 久喜教室	○		株式会社 アシストライナー	吉羽 4-1-10	31- 7077	31- 7079
放課後等デイサービス たいよう		○	ほほえみ介護 株式会社	鷺宮中央 1-3-1 ワシミヤビル 105	53- 7833	53- 7834
ゆめの音	○	○	一般社団法人歩未	西大輪 351-2	53- 7708	53- 7708
ブロッサムジュニア 久喜中央教室	○	○	トリアスタ合同会社	久喜中央 1-15-52 笠井ビル 2 階	53- 7290	53- 7290
発達支援ラボ ぱれっと	○		株式会社 RUPINA	久喜東 4-23-27	30- 6245	30- 6245
アンダンテ久喜		○	株式会社成美学園	吉羽 1-27-3	31- 6867	31- 6041
chouchou 久喜鷺宮	○		合同会社リアン	鷺宮 1-10-8-1	53- 6343	53- 6343

施設名	児童 発達 支援	放課 後等 デイ サービス	設置／経営主体	所在地	TEL	FAX
まんまるONE	○	○	一般社団法人 まんまる結び	栗橋北 1-17-6	0120- 992- 209	96- 0925
グレイefulハート 本店		○	合同会社グレイeful ハート	葛梅 2-13-20	31- 8911	31- 8911
グレイefulハート 菖蒲店		○		菖蒲町菖蒲 193-1	47- 0004	47- 0004

※ 保育所等訪問支援事業も行っています。

○本冊子以外に、以下のホームページにも、サービス事業所が掲載されていますので、ご参考ください。

- ・埼玉県ホームページ 障害児通所支援事業所における発達障害児へのサービス提供リスト

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0614/jigyousyo.html>



②学齢期

* 学齢期のお子さんの相談はこちら

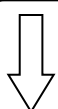
⇒ **教育委員会 指導課 TEL 58-1111**



◆就学時の健康診断（教育総務課）

翌年度、小学校および義務教育学校に就学予定のお子さんに対して、教育委員会で健康診断を行います。

【健康診断の流れ】



9月中旬：教育委員会より就学時健康診断についての通知が届きます。

9月下旬～10月中：就学時の健康診断（指定された学校で受診します）

◆就学相談（指導課）

特別支援学校や特別支援学級への就学について相談を行います。

【面接相談室】

場所：久喜市立中央幼稚園 日時：6月～1月までの水曜日（年13回）

午後2時45分～午後4時25分

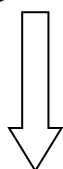
相談員：特別支援教育指導員、ことばの教室指導員、市内小学校教員等

申込み：教育委員会指導課（TEL 58-1111 内線344）

※面接相談以外でも随時相談を行います。指導課までご連絡ください。

次のような内容で相談が受けられます。

- ① 性格・行動について：身の回りのことが上手にできない、集中して取り組むことが苦手、集団行動が苦手、人前で話すことが苦手、素直に話が聞けない
- ② ことばについて：ことばの発達に遅れがある、話す時にどもってしまう、発音がはっきりしない
- ③ 就学について：発達や身体機能が気になるので、特別支援学級、特別支援学校について知りたい



11月中：特別支援学校の就学について決定

12月中：特別支援学級の就学について決定（延長して相談を継続することもあります）

教育委員会より入学通知書および入学説明会の案内が届きます。

※ 就学先については、保護者と教育委員会で相談し決定します。

◆特別支援学校

小学部・中学部・高等部まで、一人ひとりの障がいによる学習および生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を身につけるための専門性の高い指導を行います。

障がい種	学校名	所在地	TEL	FAX
知的	県立久喜特別支援学校 (久喜・鷲宮・栗橋地区)	上清久 1100	23-0081	29-1026
知的	県立騎西特別支援学校 (菖蒲地区)	加須市上種足 888	73-3510	70-1005
身体（肢体）	県立宮代特別支援学校	宮代町字金原 636-1	35-2432	36-1017
身体（聴覚）	特別支援学校大宮ろう 学園	さいたま市北区植 竹町 2-68	048-663- 7525	048-660-1906
身体（視覚）	特別支援学校塙保己一 学園	川越市笠幡 85-1	049-231- 2121	049-239-1015

◆特別支援学級

小・中学校および義務教育学校において、配慮を要するお子さんに対して、少人数学級でお子さんの特性に応じた教育を行います。詳細については通っている学校または指導課にご相談ください。

◆通級指導教室

小・中学校および義務教育学校において、通常の学級で各教科等は学習しながら、ことばや情緒に関して指導・支援が必要なお子さんに対して、障がいの特性に応じて通級指導教室という教育の場で支援を受けます。「ことばの教室」と「情緒の教室」があります。

教室名	内容	場所	連絡先
ことばの教室	ことばの遅れや発音が心配 (週 1 時間程度)	市内小学校	通っている学校または指導課 に相談してください
情緒の教室	コミュニケーションや行動面 が心配 (週 1 ～ 2 時間程度)	市内小・中学校	

◆教育支援センター

不登校で悩んでいる、または学校に行きたくても行けない児童・生徒に、学習支援や教育相談を行いながら社会的自立や学校生活への復帰に向けた支援を行います。

一人ひとりの状態に応じて自主学習や集団学習、体験学習を行います。必要に応じて家庭訪問も行います。

◆特別支援教育コーディネーター

小・中学校および義務教育学校には、障がいがある児童・生徒の保護者や担任などから相談を受けたり、特別支援教育の研修会を開催したり、関係機関との連絡・調整の役割を担う教員がいます。

◆教育活動指導員・支援員・看護支援員

小・中学校および義務教育学校において、配慮を要する児童・生徒に対し、学校生活における日常生活活動の支援や、学習上のサポートを行います。

◆スクールカウンセラー（小・中学校および義務教育学校配置）

臨床心理に専門的な知識・経験を有する者が、児童・生徒に対する相談のほか、保護者および教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童・生徒の心のケアを行います。

◆久喜市心理専門員

臨床心理士が、未就学児や小・中学校および義務教育学校に在籍する児童・生徒、その保護者に対して、学校生活や発達・成長、性格や行動等の悩みの相談を受けます。

◆特別支援教育就学奨励費の支給（教育委員会 教育総務課、各特別支援学校）

小・中学校、義務教育学校の特別支援学級および特別支援学校に就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学に要する経費の一部が支給されます。

【高等学校の通信教育について】

○通信制高校ナビ

全国の通信制高校・サポート校一覧が掲載されています。（資料請求可）

通信制高校とは、学校教育法で定められた高等学校で、レポート（課題の添削）、スクリーニング（面接指導）、試験（テスト）などを通じて必要な単位を取得します。高卒の資格（学歴）を取得するには3年以上の在籍期間が必要です。

サポート校とは、通信制高校に通う生徒に対して、3年間で卒業ができるよう塾や予備校のように単位取得等を補う場です。通信制高校が併設されていないサポート校の場合、高卒の資格（学歴）が取得できないことがあります。



通信制高校ナビ ホームページ

③成人期

* 成人期の方の相談はこちら



⇒ 久喜市障がい者就労支援センター(ふれあいセンター久喜内) TEL 21-3400

【障がいのある方の働き方・過ごし方】

種別		内容
一般就労	通常雇用	職場に障がいを開示せずに働く
	障害者雇用	通常の職場で配慮を受けながら働く 障がい者のための特例子会社で働く
福祉就労	雇用型	就労継続支援事業所 A 型 (利用期間の制限なし)
	非雇用型	就労継続支援事業所 B 型 (利用期間の制限なし) 就労移行支援事業所 (利用期間は2年間。ただし、市町村審査会にて必要性が認められた場合に限り最大1年間の延長可)

【就労に関する相談機関】

名称	所在地	TEL
久喜市障がい者就労支援センター	青毛 753-1 (ふれあいセンター久喜内)	21-3400
埼玉北障害者就業・生活支援センター	青毛 753-1 (ふれあいセンター久喜内)	21-3400
ハローワーク春日部	春日部市粕壁東 1-20-30 春日部労働総合庁舎 3 階	048-615-9225
久喜市ふるさとハローワーク	下早見 85-3 (久喜市役所 2 階)	29-2768
発達障害者就労支援センター ① ジョブセンター川口 ② ジョブセンター草加 ③ ジョブセンター川越 ④ ジョブセンター熊谷	① 川口市西川口 1-6-3 西川口ビル 5 階 B 号室 ② 草加市氷川町 2101-1 シーパバイオビル 3 階 ③ 川越市脇田町 15-21 ジョージビルワキタ 1 階 ④ 熊谷市桜木町 1-137 サンライズ桜木・堀口第 2ビル 4 階・5 階	① 048-299-2070 ② 048-929-7600 ③ 049-299-4927 ④ 048-501-8917
埼玉障害者職業センター	さいたま市桜区下大久保 136-1	048-854-3222

発達障害者就労支援センター

- ・ ジョブセンター川口 <https://www.welbe.co.jp/kawaguchi/>
- ・ ジョブセンター草加 <https://www.welbe.co.jp/soka/>
- ・ ジョブセンター川越 <https://www.welbe.co.jp/kawagoe/>
- ・ ジョブセンター熊谷 <https://job-kumagaya.wixsite.com/mysite>



3 主な福祉制度



＊福祉制度・サービスについてのご相談はこちら

⇒

久喜市役所 障がい者福祉課

TEL 22-1111

菖蒲行政センター 菖蒲福祉係 TEL 85-1111

栗橋行政センター 栗橋福祉係 TEL 53-1111

鷺宮行政センター 鷺宮福祉係 TEL 58-1111

①障害者手帳制度

(担当：障がい者福祉課、各行政センター福祉係)

障害者手帳は、障がいにより生活に困難を感じている人が、相談・助言・療育・サービスなどを受けやすくするためのものです。手帳を取得することで、税金の控除や各種割引、手当等が受けられます（障がいの程度により内容が異なります）。

幼児期等でまだ障がい確定していない場合は、医師の診断書等で療育の必要性が確認できれば、手帳を取得していなくても受けられる福祉サービスがあります。

○精神障害者保健福祉手帳

精神疾患（発達障がいを含む）のために、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方が対象となり、初診日から6か月を経過していることが必要です。等級は1級から3級があり、1級が一番重い状態です。

なお、精神疾患は状態が変化する可能性があるため、2年ごとに更新申請が必要となります。

○療育手帳

知的障がい児・者として判定を受けた方に交付される手帳です。埼玉県基準による知的障がいとは、概ねIQ 70以下（田中ビネー式知能検査）で、障がいの程度は④～Cの等級に分けられます。等級は、IQや日常生活動作などを総合的に判断して認定されます。

また、お子さんの場合、発達に応じて障がいの程度が変化する可能性があるため、18歳未満では、手帳交付の後おおそ2～5年の間隔で再判定の検査があります。

なお、IQが概ね71以上などにより、療育手帳の取得が難しいと判断された発達障がいの方は、精神障害者保健福祉手帳を取得できる可能性があります。

(判定場所)

18歳未満：中央児童相談所

18歳以上：埼玉県総合リハビリテーションセンター（知的障害者更生相談所）



等級	おおよその目安
④(最重度)	概ねIQ20以下
A(重度)	概ねIQ21～35
B(中度)	概ねIQ36～50
C(軽度)	概ねIQ51～70

②経済的支援

※条件により受けられない場合もありますので、詳しくは各担当にご確認ください。

令和8年4月現在

制 度		内 容	担当課
医療費助成制度	高額療養費制度	通院や入院等により月額の治療費が高額となった場合、医療費自己負担の限度額を超えた分が後日の請求で支給されます。	・国民健康保険課 ・各行政センター 市民係 ・勤務先の保険組合
	自立支援医療費制度(精神通院)	毎月の通院治療費(診療・薬・デイケア・訪問看護等)の自己負担が1割となります。(所得に応じて上限額を設定)	
	重度心身障害者医療費制度	初めて手帳を交付された日が65歳未満で、身体障害者手帳1～3級、療育手帳㊦～B、精神障害者保健福祉手帳1級を取得された方に、入院・通院の治療費等が助成されます。ただし、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方で国民健康保険または社会保険に加入している方の精神科病床への入院に関わる医療費等は助成対象外です。65歳以上で身体障害者手帳4級の一部の方、精神障害者保健福祉手帳2級の方で、後期高齢者医療制度の障がい認定者は、条件により助成の対象となります。また、精神障害者保健福祉手帳2級を取得された方は、自立支援医療(精神通院医療)の適用となる医療費が助成されます。本人の所得状況により支給が受けられない場合があります。	・障がい者福祉課 ・各行政センター 福祉係
手当制度	特別児童扶養手当	精神又は身体に一定の障がいのある20歳未満の障がい児を養育している父、母または養育者に支給されます(所得制限があります)。 支給額：重度障がい児：月額 58,450 円 中度障がい児：月額 38,930 円	・障がい者福祉課 ・各行政センター 福祉係
	児童扶養手当	ひとり親家庭の父または母、父や母が一定の障がいの状況にある家庭の養育者、父母に代わる養育者に支給されます(所得制限があります)。 支給額：こども1人：月額 11,340 円～48,050 円、第2子以降：月額 5,680 円～11,350 円が加算	・子育て支援課 ・各行政センター こども未来係
	障害児福祉手当	重度の障がいにより、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳未満の方(身体障害者手帳1級の一部および2級の一部の方、療育手帳㊦相当の方、その他それと同程度の状態にある方)に支給されます(所得制限があります)。支給額：月額 16,560 円	
	特別障害者手当	重度の障がいにより、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の方(身体障害者手帳1、2級および療育手帳㊦程度の障がい重複している、その他それと同程度の状態にある方)に支給されます(所得制限があります)。支給額：月額 30,450 円	・障がい者福祉課 ・各行政センター 福祉係
	在宅重度心身障害者手当	身体障害者手帳1～3級、療育手帳㊦～B、精神障害者保健福祉手帳1級の方(市県民税課税者、特別障害者手当、障害児福祉手当又は経過措置による福祉手当受給者、施設入所者は除く)。 支給額：月額 3,000 円(身体障害者手帳3級、療育手帳Bの方) 月額 5,000 円(上記以外の方)	
年金制度	障害基礎年金(国民年金)	国民年金加入者が一定の障がいの状態になった場合に支給されます。20歳前の障がいは20歳から、20歳以降の障がいはその障がい認定日から支給されます。本人の所得状況や保険料の納付要件により支給が受けられない場合があります。 支給額：障害基礎年金1級 年額 1,059,120 円 障害基礎年金2級 年額 847,296 円	・市民課 (総合窓口) ・各行政センター 市民係 ・春日部年金事務所
	障害厚生年金	厚生年金の加入期間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金1級または2級の障がいの状態になった場合、障害基礎年金に併せて障害厚生年金(程度は1級～3級まで)が支給されます。納付要件等により支給が受けられない場合があります。	

③発達障がいに関わる主なサービス

(担当：障がい者福祉課、各行政センター福祉係)

種類	サービスの名称	サービス内容
自立支援給付	介護給付	日常生活に支障のある障がい児・者の家庭にヘルパーを派遣し、家事や介護などのサービスを行います。 ○身体介護（食事、排せつ、入浴など） ○家事援助（食事の準備、掃除、洗濯、買い物など） ○通院等介助（身体介護有・身体介護無） ○通院等乗降介助
		短期入所（ショートステイ）
		行動援護
		生活介護
	訓練等給付	就労移行支援
		就労継続支援 〔A型：雇用型 B型：非雇用型〕
		就労定着支援
		自立生活援助
		就労選択支援
		自立訓練（生活訓練）
		共同生活援助（グループホーム）
	地域相談支援給付	地域移行支援
		地域定着支援
地域生活支援事業	相談支援（※）	
	移動支援	
	日中一時支援	
	成年後見制度利用支援	

種類	サービスの名称	サービス内容
地域生活支援事業	地域活動支援センターⅠ型	精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施しています。
	地域活動支援センターⅡ型	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施するものです。 なお、利用者負担については費用の１割および食費の実費負担をしていただきます。
	地域活動支援センターⅢ型	地域の障がい者に対し、通所による創作的活動または生産活動の支援を実施するものです。

（※）相談支援について

次の指定相談支援事業所で障がい者の相談支援を行っています。（令和８年４月現在）

種別	相談支援事業所	所在地	TEL	FAX	委託先
知的 身体	久喜市障がい者生活支援センター きらら	青毛 753-1 ふれあいセンター久喜 2F	26- 4866	26- 4870	社会福祉法人 啓和会
精神	久喜市障がい者生活支援センター ベルベール	久喜中央 2-4-32 コバヤシビルA棟102	25- 2755	29- 3885	株式会社ハート カンパニー

【具体的な相談支援内容】

- ① サービスの利用援助：情報提供、相談等
- ② 社会資源を活用するための支援：各種支援施策に関する助言等
- ③ 社会生活力を高めるための支援：健康管理、金銭管理の助言等
- ④ ピアカウンセリング：生活能力習得に対する個別的援助等
- ⑤ 権利擁護のために必要な援助：成年後見制度の活用等
- ⑥ 専門機関の紹介：障がい者のニーズに応じた関係機関への紹介

<その他のサービス>

◆生活サポート（障がい者福祉課、各行政センター福祉係）

障がい児・者とその家族の生活をサポートするために、一時的な送迎・移送・外出援助・預かりなどを行います。

◆福祉なんでも相談（久喜市社会福祉協議会）

社会福祉士等の専門職が福祉全般の相談をお受けします。ご相談は無料です。

TEL 24-0700

◆福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）（久喜市社会福祉協議会、各行政センター内）

定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れの手伝いをします。

◆くき元気サービス（久喜市社会福祉協議会、各行政センター内）

地域支え合いの仕組みづくりで始まった事業です。支援を受ける方と提供する方の互いの条件が合う場合に、掃除・買物などの簡単なお手伝いをします。

支援を受ける側は利用会員、支援を提供する側は協力会員としての登録が必要です。

施設名	所在地	TEL	FAX
久喜市社会福祉協議会	青毛753-1	23-2526	24-1761
久喜市社会福祉協議会菖蒲支所	菖蒲町新堀38	85-8131	85-8808
久喜市社会福祉協議会栗橋支所	間鎌251-1	52-7835	52-7804
久喜市社会福祉協議会鷺宮支所	鷺宮6-1-1	58-9131	58-7200

4 支援ネットワーク



①サポート手帳の活用 ～適切な支援を受けるために～

○サポート手帳とは…

「サポート手帳」は、生育歴・相談歴・医療の対応・これまで受けてきた支援・配慮などをまとめ、ご本人の障がい特性を理解してもらうためのファイルです。

各ライフステージ（年齢）を通して一貫した切れ目のない支援を受けられるよう、医療・保健・福祉・教育・就労等の支援を受ける際に、関係機関に情報提供してください。これにより、保護者と支援者がお子さんの特徴を共有できるだけでなく、支援者同士の連携にも役立ちます。

○作成の仕方

基本的には、本人や保護者自身で支援状況を記入します。学校では「教育支援プラン A・B」が作成されます。必要に応じて関係機関に記入を依頼してください。

また、医療機関での検査結果や診断書類等の大切な情報も一緒に綴じて整理しておく便利です。

○サポート手帳の配布場所

担当課	TEL
こども家庭保健課	22-1111
障がい者福祉課	22-1111
菖蒲行政センター菖蒲福祉係	85-1111
栗橋行政センター栗橋福祉係	53-1111
鷺宮行政センター鷺宮福祉係	58-1111
教育委員会 指導課	58-1111



②仲間をつくる

障がいのあるお子さんの保護者が集まって、情報交換や勉強会、悩み・心配ごとの相談を行う場合があります。もし一人でお悩みでしたら、お子さんへの関わり方や生活におけるさまざまな工夫を共有しながら、一緒に気持ちを分かち合う場を利用してみませんか？どこの活動地域のグループでも参加できます。

グループ名（主な活動地域）	担当	TEL
たんぽぽキッズ（久喜周辺）	桜井さん	090-6505-7274
タイム親の会（久喜）	若林さん	23-6002
コアラ（栗橋）	こども家庭保健課	22-1111
スマイルキッズ（鷺宮）	坪井さん	070-5082-3601
発達障害ネットワーク埼玉 （親の会のネットワーク団体）	埼玉県自閉症協会	090-6144-2793
	NPO法人えじそんくらぶ（入間市）	04-2962-8683
	埼玉親の会「麦」（さいたま市）	080-4125-6020
	発達障害児親の会 ほおきんとう（狭山市）	FAX 04-2956-2158
	よつばくらぶ（所沢市）	E-mail yotsubaclub@hotmail.co.jp

5 相談窓口一覧

【久喜市内の主な公共機関】



名称	TEL	FAX	担当課／内容
久喜市役所	22-1111	22-3319	障がい者福祉課／障害福祉サービス、障害者手帳 社会福祉課／ふくし総合相談 保育幼稚園課／入園相談 こども家庭保健課／こどもの発育・発達の遅れ、健康、医療、子育て、親子関係 市民課（総合窓口）／障害基礎年金 国民健康保険課／高額療養費
菖蒲行政センター	85-1111	85-6840	菖蒲福祉係／障害福祉サービス、障害者手帳 菖蒲こども未来係／入園相談 市民係／障害基礎年金、高額療養費
栗橋行政センター	53-1111	52-6027	栗橋福祉係／障害福祉サービス、障害者手帳 栗橋こども未来係／入園相談 市民係／障害基礎年金、高額療養費
鷺宮行政センター	58-1111	58-7019	鷺宮福祉係／障害福祉サービス、障害者手帳 鷺宮こども未来係／入園相談 市民係／障害基礎年金、高額療養費
久喜市 教育委員会	58-1111	31-9550	指導課／就学相談、教育相談

☆相談内容から

相 談 の 内 容	相 談 窓 口	TEL
障害者総合支援法、障害者手帳、各種サービス・手当など障がいに関する総合的な相談	障がい者福祉課	22-1111
	各行政センター 福祉係	各行政センター
こどもの発育・発達の遅れ、健康・医療、子育て、親子関係、児童虐待に関する相談	こども家庭保健課 (こども家庭センター)	22-1111
保育所等に関する相談	保育幼稚園課	22-1111
	各行政センター こども未来係	各行政センター
就学・学校生活に関する相談	久喜市教育委員会 指導課	58-1111
精神保健に関する相談	地域保健課 (中央保健センター)	21-5354
発達障がいに関する図書	県立久喜図書館	21-2659
	中央図書館	21-0114
	菖蒲図書館	87-1388
	栗橋文化会館図書室	52-2000
	鷺宮図書館	58-1002

【主な関係機関の相談窓口】

相 談 窓 口	相 談 の 内 容	TEL
発達障害総合支援センター	発達障がい全般に関する相談(18歳未満)	048-601-5551
埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」	発達障がい全般に関する相談(18歳以上)	049-239-3553
中核発達支援センター	発達障がいの診療・療育の拠点	P7 参照
埼玉県立精神保健福祉センター	精神的な病気、引きこもり、飲酒、薬物乱用に関する相談	048-723-3333
幸手保健所	精神保健、母子保健に関する相談	42-1101
中央児童相談所	こどもの療育、児童虐待、児童福祉、知的障がいに関する相談	048-775-4152
久喜市障がい者生活支援センター「きらら」	障がい児・者の地域生活全般に関する相談(身体・知的障がい)	26-4866
久喜市障がい者生活支援センター「ベルベール」	障がい児・者の地域生活全般に関する相談(精神障がい)	25-2755
埼玉県立総合教育センター	小・中学生、高校生、18歳以下のこどもに関する相談 (24時間受付)	048-556-6164 <保護者専用> 048-556-0874 <18歳以下こども専用> 0120-86-3192

相 談 窓 口	相 談 の 内 容	TEL
児童発達支援センター ジャンプ	障がい児の地域生活全般に関する相談	58-2044
地域子育て支援センター	子育てに関する相談	「久喜市子育てガイドブック」施設一覧のページをご参照ください。
児童家庭支援センター	児童の問題に関する助言指導	埼玉県こども安全課ホームページの施設名簿をご参照ください。
春日部年金事務所	障害年金に関する相談	048-737-7112
ハローワーク春日部	就労に関する相談	048-615-9225
久喜市ふるさとハローワーク (久喜市役所2階)	就労に関する相談	29-2768
埼玉障害者職業センター	就労に関する相談	048-854-3222
埼玉県障害者雇用サポートセンター	就労に関する相談	0120-540-271
久喜市障がい者就労支援センター	就労に関する相談	21-3400
埼玉葛北障害者就業・生活支援センター	就労・生活に関する相談	21-3400
埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター	権利擁護・成年後見制度に関する相談	048-822-1204
法テラス埼玉	弁護士による法律相談	0570-078312 <IP 電話をご利用の方> 050-3383-5375
発達障害ネットワーク埼玉 (親の会のネットワーク団体)	埼玉県自閉症協会	090-6144-2793
	NPO法人えじそんくらぶ(入間市)	04-2962-8683
	埼玉親の会「麦」(さいたま市)	080-4125-6020
	発達障害児親の会 ほおきんとう (狭山市)	FAX 04-2956-2158
	よつばくらぶ(所沢市)	E-mail yotsubaclub@hotmail.co.jp

【参照】

- 久喜市子育てガイドブック

<https://www.city.kuki.lg.jp/kosodate/kosodateshien/shien/1003579.html>



- 埼玉県こども安全課

<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0608/index.html>



【発達障がいについて相談できる近隣の医療機関等】

(令和8年4月現在)

診察可能な年齢	医療機関等	TEL
幼児・小学生・中学生	かかりつけの小児科医	—
幼児・小学生・中学生	医療法人 土屋小児病院 [小児精神科] (市内)	21-0766 ※事前予約制
幼児・小学生・中学生	東鷲宮病院 [小児科 小児専門外来] (市内)	58-2468 ※完全予約制
幼児・小学生・中学生	埼玉県済生会 加須病院 [小児科] (加須市)	70-0888 ※紹介予約制
幼児	埼玉県立小児医療センター (さいたま市)	048-601-2200 ※紹介予約制
幼児・小学生		
幼児・小学生・中学生 ・高校生・18歳以上	獨協医科大学埼玉医療センター (越谷市) [こころの診療科 (精神科)] [こどものこころ診療センター (小児科)]	048-965-1111 ※事前予約制
幼児・小学生・中学生 ・高校生	羽生総合病院 [小児科] (羽生市)	048-562-3000
18歳未満	社会福祉法人東埼玉 中川の郷療育センター (北葛飾郡松伏町)	048-992-2701 ※事前予約制
18歳未満	社会福祉法人清風会 福祉医療センター 太陽の園 (熊谷市)	0493-39-2851 ※事前予約制
小学生・中学生	埼玉県立精神医療センター (伊奈町) [精神科] [児童思春期精神科]	048-723-1111 ※事前予約制
高校生・18歳以上	医療法人社団ユーアイエメリー会 すずのきメンタルケアクリニック (市内) [精神科] [心療内科]	29-2800 ※事前予約制
中学生・高校生 ・18歳以上	久喜すずのき病院 (市内) [精神科] [心療内科] [児童思春期病棟※入院を前提とした方のみ受付]	23-6540
18歳以上	医療法人慈光会 東武丸山病院 (幸手市) [精神科]	42-0710 ※事前相談制
高校生・18歳以上	医療法人逍遙会 山口醫院 [精神科] (蓮田市)	048-769-8881
高校生・18歳以上	済生会鴻巣病院 [精神科] (鴻巣市)	048-596-2221 ※事前予約制

※ 各医療機関の詳細情報や、その他の医療機関の情報は、埼玉県のホームページ「発達障害医療機関リスト」をご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0614/iryokikanrisuto.html>



「世界自閉症啓発デー」について

国連総会（H19.12.18 開催）において、カタール王国王妃の提案により、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」（World Autism Awareness Day）とすることが決議され、全世界の人々に自閉症を理解してもらう取り組みが行われています。



わが国でも、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会が組織され、毎年、4月2日～8日を「発達障がい啓発週間」として、東京タワーや日本各地のランドマークを「癒し」や「希望」を表す青色でライトアップし、世界142か国以上が繋がる青い光のリレー活動を行っています。自閉症をはじめとする発達障がいについて知っていただき、理解していただくことは、発達障がいのある方だけでなく、誰もが幸せに暮らすことができる社会の実現につながるものと考えます。

「世界自閉症啓発デー・日本実行委員会＜公式サイト＞から」

【政府からの情報】

★＜政府広報オンライン＞

暮らしに役立つ情報 「特集 発達障害って、なんだろう？」

<https://www.gov-online.go.jp/article/201104/entry-10347.html>



★内閣府 「障害者施策」

<https://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>



★国立障害者リハビリテーションセンター 発達障害情報・支援センター

<https://www.rehab.go.jp/ddis/>



★文部科学省 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育推進センター

<https://cpedd.nise.go.jp/>



★埼玉県発達障害総合支援センター

<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0614/index.html>



★埼玉県発達障害者支援センター まほろば

<https://www.dd-mahoroba.com/>



★埼玉県自閉症協会

<https://as-saitama.com/>



作成／久喜市福祉部障がい者福祉課

〒346-8501 久喜市下早見85－3

TEL 0480-22-1111（代）

FAX 0480-22-3319

E-mail shogaifukushi@city.kuki.lg.jp

令和8年4月発行